

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を
取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活
発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱や
エイズ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。
その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し
、積極的な情報の公表や厳格な手続の保障等を行う透明で公正な行政につ
いても、新しい時代の感染症対策の本質的な要素として求められてきてい
る。

このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく
感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速か
つ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換す
る必要がある。また、感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に
対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査及び
研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、
啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、
国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外
の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感
染症対策を総合的に推進する必要がある。

本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であ
り、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。本指針、本指針
に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び
厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるよ
うに定められ、もって、今後の感染症対策が総合的かつ計画的に推進され
ることが必要である。

なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要が
あること等から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
律（平成十年法律第百十四号。以下「法一」という。）第九條第三項に基づ
き、感染症の予防に関する施策の効果を評価する踏まえ、少なくとも
五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更してい

現行

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を
取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活
発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱や
エイズ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。
その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し
、積極的な情報の公表や厳格な手続の保障等を行う透明で公正な行政につ
いても、新しい時代の感染症対策の本質的な要素として求められてきてい
る。

このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく
感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速か
つ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換す
る必要がある。また、感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に
対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査及び研究の推進、
医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の
普及とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を
明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進める
ことにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であ
り、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。本指針、本指針
に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び
厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるよ
うに定められ、もって、今後の感染症対策が総合的かつ計画的に推進され
ることが必要である。

なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要が
あること等から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
律（平成十年法律第百十四号。以下「法一」という。）第九條第四項に基づ
き、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、こ
れを変更していくものである。

くものである。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 (略)

二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となつてきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症情報の収集及び分析とその結果並びに感染向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の国民への積極的な公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換していくことが必要である。

三 人権の尊重

1 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。

2 (略)

四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、国民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、本指針及び予防計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行うことが必要である。

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 (略)

二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となつてきているため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症情報の収集及び分析とその結果の国民への公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換していくことが必要である。

三 人権への配慮

1 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権に配慮し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。

2 (略)

四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、国民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、本指針及び予防計画に基づく健康危機管理体制の構築を行うことが必要である。

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、感染症の発生予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研

分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、国及び地方公共団体は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重することが重要である。

2 4 (略)

六 (略)

七 医師等の果たすべき役割

1 医師その他の医療関係者は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1 (略)

2 感染症の発生の予防のための対策のための日常行われるべき施策は、二に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患者発生後の対応時（法第四章又は法第五章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における四に定める食品保健対策、五に定める環境衛生対策、六に定める検疫所における感染症の国内への侵入防止対策等について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。また、患者発生後の対応時においては、第三に定めるところにより適切に措置を講ずる必要がある。

3 (略)

究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権に配慮することが重要である。

2 4 (略)

六 (略)

七 医師等の果たすべき役割

1 医師その他の医療関係者は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

2 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1 (略)

2 感染症の発生の予防のための対策のための日常行われるべき施策は、二に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患者発生後の対応時（法第四章又は法第五章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における三に定める食品保健対策、四に定める環境衛生対策、五に定める検疫所における感染症の国内への侵入防止対策等について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。また、患者発生後の対応時においては、第三に定めるところにより適切に措置を講ずる必要がある。

3 (略)

二 感染症発生動向調査

1) 5 (略)

6) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第十四条に規定する指定届出機関から都道府県知事等への届出が適切に行われることが求められる。

7) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、地方衛生研究所が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

8) 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国においては、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

9) 世界のいずれかの地域において新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等との連携の上、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。その他、海外の感染症情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三 結核に係る定期の健康診断

1) 高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険性が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起しやすき職業に就労している者等、定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的

二 感染症発生動向調査

1) 5 (略)

6) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、地方衛生研究所が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

7) 海外の感染症情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

2| 都道府県においては、予防計画の中に、市町村の意見を踏まえ、罹患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定めることが重要である。

四| 七| (略)

八| 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たつては、一から七までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・2 (略)

3| 結核に係る定期の健康診断の対象者の選定等の実施に関する事項

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

1・2 (略)

3 対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たつては、必要最小限のものとするべきであり、仮に措置を行う場合であっても患者等人權の尊重が必要である。

4・7 (略)

二 健康診断、就業制限及び入院

1 対人措置を講ずるに当たつては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人權の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第二十条第六項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行うことが必要である。

2・3 (略)

4 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。都道府県等においては、入院後も、法第二十四条の二に基づく処遇についての都道府県知事等に対する苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及

三| 六| (略)

七| 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たつては、一から六までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1・2 (略)

3| 5| (略)

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

1・2 (略)

3 対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たつては、必要最小限のものとするべきであり、仮に措置を行う場合であっても患者等の人權への十分な配慮が必要である。

4・7 (略)

二 健康診断、就業制限及び入院

1 対人措置を講ずるに当たつては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人權への配慮の観点から、審査請求に係る教示等の手続を厳正に行うことが必要である。

2・3 (略)

4 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。都道府県等においては、入院後も、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請する

びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請することが重要である。

都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行うことが重要である。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、都道府県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うことが望ましい。

5 (略)

三 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、都道府県知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮することが必要である。

四〇九 (略)

十 患者発生後の対応時における検疫所の対応
国内に常在しない感染症の患者が発生した場合においては、検疫所は、当該感染症について、第二の六の1、2、4及び5に定める対応を強化することが必要である。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1 (略)

2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明

ことが重要である。

都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行うことが重要である。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、都道府県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うことが望ましい。

5 (略)

三 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権への配慮の視点も必要であることから、都道府県知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮することが必要である。

四〇九 (略)

十 患者発生後の対応時における検疫所の対応
国内に常在しない感染症の患者が発生した場合においては、検疫所は、当該感染症について、第二の五の1、2、4及び5に定める対応を強化することが必要である。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1 (略)

2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行

及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

3 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 3 (略)

4 新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。また、国は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく必要がある。

5 (略)

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 3 (略)

4 都道府県知事は、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関に指定することとする。

5 | (略)

6 | 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

7 | (略)

四 六 (略)

第五

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

一 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方
感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策

うこと等が重要である。

3 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 3 (略)

4 新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

5 (略)

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 3 (略)

4 | 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合は、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

5 | (略)

6 | 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合は、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

7 | (略)

四 六 (略)

第五

感染症に関する調査及び研究に関する事項

一 感染症に関する調査及び研究に関する基本的な考え方
感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となる